

# DynaFont 外字マエストロ ライセンス約款

ダイナコムウェア株式会社（以下「弊社」といいます。）は、本約款の期間中に限り、DynaFont 外字マエストロ ソフトウェアのライセンス認証を受けた法人または個人（以下「お客様」といいます。）に対し、DynaFont 外字マエストロ ソフトウェア（以下「本製品」といいます。）で提供するフォント（以下「本フォント」といいます。）を、本約款に定める条件で非独占的に使用する権利を許諾します。本約款は、弊社が提供する本製品及びこれに付帯するサービスの全てに適用されるものとします。

## 第1条 使用条件

1. お客様は、本約款に従い、本製品をハードディスク等の記憶媒体にインストールする場合、本約款で許諾された数量を上限とするコンピュータの台数にのみインストールし使用することができます。本約款で許諾された数量は別途弊社が交付する「ライセンス証明書」に記載いたします。
2. お客様は法人、個人を問わず日本国内に住所があることを条件とします。
3. お客様は、本製品を個人的な目的または本約款に同意した団体および企業内に限って使用することができます。但し、第2条に該当する場合はこの限りではありません。
4. お客様は本製品のご利用に関して、お客様の使用目的が有償・無償（商用・非商用）にかかわらず、ご使用方法により別途許諾契約・費用が必要となる場合がございます。
5. お客様は本製品を使用して、前項（1～4）に規定する使用許諾内の範囲で、かつ第2条（禁止事項）に抵触しない範囲で、複製した成果物を、次に例示する方法で利用（商用目的の利用を含む）することができます。
  - ①印刷物の制作（広告、カタログ、チラシ、DM、ステッカー、商品パッケージ、ノベルティグッズ、看板、のぼり、ポスター、パネル、印鑑、スタンプ、表札、印刷物に値する各種 PDF など）
  - ② Web サイトのデザイン制作
  - ③電子書籍での使用
  - ④サインージでの使用（画像化または PDF エンベッドにより電子化されたサイン）
  - ⑤デジタルコンテンツ（携帯電話の待ち受け画面、着替メニューや PC の壁紙、デコメール、SNS サービスのスタンプ類、メールマガジン、素材など成果物として配布する場）での使用
  - ⑥映像作品（映画、テレビ番組、CM、デジタルサインージ、ビデオ、DVD、ストリーミング動画などでのテロップやメニュー画面）での表示
  - ⑦テレビ番組や CM でのテロップなどで使用

上記の例示以外のご利用に関しては、別途「許諾契約」が必要となる場合がございます。

6. お客様は、本フォントを使用する前項③～⑦の製品・作品において、画面上又はパッケージ、マニュアル、その他カタログおよび広告など任意の箇所に可能な限り下記文言またはロゴマークを記述・記載するようお願いいたします。なお、ロゴマークのご提供につきましては、弊社までお問い合わせください。

日本語の場合：「DynaFont は、DynaComware Taiwan Inc. の登録商標です。」

英語の場合：「DynaFont is a registered Trademark of DynaComware Taiwan Inc.」

## 第2条 禁止事項

1. お客様は、本約款に反して本製品及び付属ドキュメントを複製、転記することはできません。
2. お客様は、本製品のリバースエンジニア、逆アセンブル及び逆コンパイルを含め、いかなる方法によっても、本フォントを改変、結合、修正したり、本フォントから生成されたデータを元に新たな書体データを作成することはできません。
3. お客様は、本製品またはその複製物を第三者に譲渡、貸与、リース、又は再使用許諾することはできません。
4. お客様は、本製品の著作権表示及び登録商標表示を除去したり、不明確にしたりすることはできません。
5. お客様は、本フォントのアウトラインデータを ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）やサーバにインストールしてご利用もしくはそれに類する方法で販売・頒布・貸与または再使用許諾することはできません。
6. お客様は、本製品を使用して商標登録等、法的保護を受けるロゴタイプを作成することはできません。
7. お客様は、本製品をハードウェアに使用することはできません。
8. お客様は、本製品または本フォントを画像化したものを、組み込み製品に使用またはインストールすることはできません。
9. お客様は、サインージ本体にフォントを搭載する場合やサーバから画像を配信する場合などは使用することはできません。
10. お客様は、本フォントまたは本フォントを画像化やアウトライン化したものをソフトウェア、ゲームやモバイルアプリケーションに埋め込んで使用することはできません。
11. お客様は、本フォントを画像化し、ソフトウェアで、システムフォント等文字コードを使用して入力・表示する方法での搭載・使用することはできません。
12. お客様は、本約款同意時の団体および企業以外の第三者に契約名義を変更することはできません。
13. 第2条5項、6項、7項、8項、9項は本製品との二次使用に関する契約を締結する事により使用可能になります。
14. その他お客様の使用目的が有償・無償（商用・非商用）にかかわらず、ご使用方法により別途許諾契約・費用が必要となる場合がございます。

### 第3条 著作権

本約款で提供されるソフトウェア、フォント及びマニュアル等の付属文書に関する著作権等の知的財産権はすべて DynaComware Taiwan Inc. に帰属し、それらは日本国著作権法及び国際著作権条約ならびにその他の関連して適用される法律及び国際条約条項によって保護されます。

### 第4条 保証及び責任の制限

1. 弊社は、本製品に関する重大な内容の誤り（バグ）や使用方法の改良など、弊社が必要と認めた情報のみをお知らせし、これをもって弊社の唯一の責任といたします。その他許諾ソフトウェアに関するいかなる保証もいたしません。本製品の選択導入はお客様の責任で行っていただき、本製品の使用およびその結果についても同様とします。
2. 弊社および本製品の原供給元は、本製品の不適合・不具合により、お客様が直接損害を受けた場合は、弊社がお支払いを受けた対価の限度でのみ損害を賠償いたします。その期間はお客様が本製品を購入してから1年以内とします。なお、お客様のデータ消失、付随的・間接的損害もしくは特別損害、逸失利益、事業の中断、又は第三者からの請求については一切責任を負いません。

### 第5条 有効期間

1. 本約款の有効期間は、お客様が本約款を受領した日から効力が発生し、契約有効期間が終了するまで継続します。ただし、契約期間満了前に終了された場合はこの限りではありません。
2. お客様が本約款に違反したとき、または弊社の著作権を侵害したときは、弊社は本約款を解除し、お客様のご使用を終了させることができます。

### 第6条 約款終了

1. 本約款が終了した場合、お客様は速やかにインストールされた本製品を弊社が定める方法に従いコンピュータから削除しなければなりません。削除された時点で、本約款が終了となります。
2. 本約款が終了した場合、「外字作成機能」で作成されていた外字も削除されます。

### 第7条 サービスの中断

弊社 Web サイトに情報掲載またはその他の適切な方法でお客様に知らせた上で、本サービスの定期的な検査、バージョンアップ或は機能調整を行う場合があります。本サービスの内容に重大なバグや使用方法の改良に問題があった場合、一時停止または中断出来るものとします。ただし、緊急時またはやむを得ない場合においてはこの限りではありません。弊社は下記状況によりお客様に発生した直接或は間接的な損害に対し、賠償責任を負いません。

1. 本サービス利用に関連するハードやソフト設備の移設、バージョンアップ、工事、修理、保守その他これらに類する事由が発生した場合。
2. 天災や第三者による妨害行為、その他の不可抗力等により本サービスの提供が出来なくなった場合。
3. その他、弊社がコントロールできない運用上・技術上の問題。

### 第8条 その他

1. お客様は、同意したライセンス数の範囲内で本製品をコンピュータにインストールする事を管理しなければなりません。ライセンス管理に関して、弊社より要求された場合、30日以内にインストール状況の調査報告書、ライセンス証明書等の写しの提出を含め書面により証明しなければなりません。証明について合理的な疑いがあり、弊社が必要かつ適切とみなした場合には、お客様に対し、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、またはその他のバックアップ媒体及びその他の書類について調査する権利を有し、お客様はこれに応じる義務を負うものとします。弊社は、かかる調査をお客様の事業所だけでなく弊社が必要と認めた場所で実施することが出来るものとします。
2. お客様は、本約款の有効期間中に住所、管理担当者等のお客様情報に変更があった場合は速やかに弊社へ報告しなければなりません。

### 第9条 無効化手段等

弊社は、本約款の有効期間に基づく時限装置等を含む技術的無効化手段を本製品に抱合させることが出来ます。この無効化手段により本約款が終了した場合などに本製品等を無効化することが出来る権利を有します。お客様は、かかる無効化手段が実施された場合でも、一切の意義を申し立てないものとします。また、弊社は本製品が本約款及びライセンス証明書等に指定されている使用の許諾及び有効なライセンスの範囲で使用されるために、如何なる技術的手段を適時追加することが出来るものとします。

### 第10条 一般条項

本約款は、本製品に関する全ての合意や取り決めを定めたものとします。

### 第11条 その他

1. 本約款は、必要が生じた場合には変更することができるものとします。本約款を変更する場合、民法 548 条の4に基づき行い、弊社ホームページ等への掲載、その他相当の方法により周知します。
2. 本約款で定められていない事項に関しては、著作権法および関連法規に従うものとします。

### 第12条（準拠法および合意管轄）

本約款、並びに本約款の各条項の効力、および解釈は日本法に支配されるものとし、本約款に関する全ての紛争については、日本国東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。